

2. 対象設備リスト

- 具体的な対象設備は下記表のとおり。
- ただし、生産等設備(事業の用に直接供される減価償却資産)のみが対象であり、本店の機能しかない建物、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等(いわゆるバックオフィス)は対象外。また、中古設備も対象外。

A: 先端設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)
サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)	
建物	断熱材
	断熱窓
建物附属設備	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。)
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。)
	日射調整フィルム
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て

※ サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

※ サーバー用の電子計算機については、中小企業者等(情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。)が取得又は製作をするものに限る。

※ ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。